



金沢市公報

号外第31号

平成17年(2005年)9月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条 例の一部を改正する条例 (環境保全課)	10
○金沢文芸館条例 (国際文化課)	1	○金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業 施行に関する条例等の一部を改正する条例 (都市計画課)	10
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に關 する条例 (市民参画課)	4	○金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (まちなみ対策課)	11
○金沢市における夜間景観の形成に関する条例 (まちなみ対策課)	4	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	15
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	9	○金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例 (消防総務課)	23
○金沢市交通安全対策会議条例の一部を改正す る条例 (防災安全課)	9		

条 例

金沢文芸館条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第56号

金沢文芸館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、幾多の文学者を輩出した文化的土壌の中で、文芸に親しむ市民が集い、新たな文学の創作活動及び自主的な学習、研修等を行う場並びに金沢ゆかりの文学にふれる場として利用に供し、もって市民の文化の向上に資するため、文芸館を設置する。

(名称、位置等)

第2条 文芸館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢文芸館

(2) 位置 金沢市尾張町1丁目7番10号

2 金沢文芸館(以下「文芸館」という。)に、金沢五木寛之文庫、交流サロン及び文芸フロアを置く。

(職員)

第3条 文芸館に、必要な職員を置く。

(開館時間)

第4条 文芸館の開館時間は、午前11時から午後6時まで(交流サロン又は文芸フロア(以下「交流サロン等」という。))の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後9時30分まで)とする。ただし、市長は、特に必要があると認

めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 文芸館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(観覧料)

第6条 文芸館の展示資料を観覧しようとする者は、観覧料を納入しなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

第7条 観覧料の額は、別表第1に定めるところによる。

第8条 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用の承認)

第9条 交流サロン等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流サロン等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、第9条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、交流サロン等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める交流サロン等の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(観覧料等の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

(観覧料等の還付)

第14条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第15条 文芸館を利用する者は、文芸館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 金沢文芸館

第4条中「及び徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第6条」を「、徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第6条及び金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第6条」に改める。

別表第1（第7条関係）

区 分		金 額
普通観覧料		100円
年間観覧料	大学生	500円
	大学生以外の者	1,000円

備考

- 1 「普通観覧料」とは、文芸館の展示資料を観覧する場合の観覧料をいう。
- 2 「年間観覧料」とは、年間利用に係る普通観覧料をいう。
- 3 「大学生」とは、大学及び短期大学に在学する学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表に規定する額の観覧の単位は、1人当たりとする。

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第12条関係）

区 分	使 用 時 間	金 額
交流サロン	午後6時から午後9時30分まで	1,000円
文芸フロア	午後6時から午後9時30分まで	1,000円

摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第57号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「福増町」を「福増町 いなほ1丁目」に、「中屋町」を「中屋町 中屋南」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「中屋町」の次に「、中屋南」を、「福増町」の次に「、いなほ1丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「中屋町」を「中屋町 中屋南」に、「福増町」を「福増町 いなほ1丁目」に改める。

附 則

この条例は、いなほ1丁目又は中屋南となる区域につき、それぞれ土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市における夜間景観の形成に関する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第58号

金沢市における夜間景観の形成に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 夜間景観の形成

第1節 照明環境形成地域(第6条—第13条)

第2節 夜間景観形成区域(第14条—第21条)

第3章 援助(第22条)

第4章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の夜間景観の形成について、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、夜間景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間などの地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間景観の形成 照明環境の形成を図りつつ、個性豊かで魅力的な夜間における景観を保全し、又は創出することをいう。
- (2) 照明環境の形成 地域の特性に配慮した適切な照明によって、安全で快適な環境を保全し、又は創出することをいう。
- (3) 屋外照明設備 屋根及び壁面によって囲まれた建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の内部における照明以外の照明のための器具又は設備（一時的に設置するものを除く。）をいう。
- (4) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域をいう。

(5) 開発事業 次に掲げる行為をいう。

ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

イ 土地の区画形質の変更（アに掲げるもの及び農林漁業を営むために行うものを除く。）

ウ 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）、建築物の大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は建築物その他の工作物の用途、形態若しくは意匠の変更

エ 木竹の伐採

(6) 集客施設の建築等 次に掲げる施設の新築若しくは増築又は用途の変更をいう。

ア 物品販売業を営む店舗

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場

エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの（市長の責務）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、夜間景観の形成を図るための計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるとともに、夜間景観の形成に関する市民等の意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、夜間景観の形成について協力を要請しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、相互に連携及び協力をして、夜間景観の形成に自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動を行うに当たっては、夜間景観の形成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 夜間景観の形成

第1節 照明環境形成地域

(照明環境形成地域の指定)

第6条 市長は、照明環境の形成を図るため、本市の土地利用に関する基準に基づき、本市の区域を2以上の地域に区分して、照明環境形成地域を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により照明環境形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により照明環境形成地域を指定しようとするときは、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）第21条に規定する金沢市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により照明環境形成地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 前3項の規定は、照明環境形成地域の区域を変更する場合について準用する。

(照明環境形成基準)

第7条 市長は、照明環境形成地域ごとに、照明環境の形成を図るための基準として、照明環境形成基準を定めるものとする。

2 照明環境形成基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 照明の方法に関する事項
- (2) 照明器具に関する事項
- (3) 屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠に関する事項
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 前条第2項から第4項までの規定は、照明環境形成基準を定め、又は変更する場合について準用する。

(事前協議)

第8条 照明環境形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ当該行為の実施に係る計画書（以下「実施計画書」という。）を市長に提出するとともに、当該行為の実施に係る計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 市街化区域内において、その面積が3,000平方メートル以上の土地に係る開発事業に伴う屋外照明設備の設置又は改良（以下「設置等」という。）
- (2) 市街化区域以外の区域内において、その面積が1,500平方メートル以上の土地に係る開発事業に伴う屋外照明設備の設置等
- (3) 市街化区域内において、その床面積の合計が1,000平方メートル以上の集客施設の建築等に伴う屋外照明設備の設置等
- (4) 自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。）の設置に伴う屋外照明設備の設置等

(5) サーチライト、レーザーその他の投光器で広域にわたり照明環境の形成に影響を及ぼすおそれのあるもの又は光源の面積の合計が10平方メートルを超える屋外照明設備の設置等

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(国等に関する特例)

第9条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により協議を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による協議に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による協議をした場合において、当該行為の実施に係る計画の内容が照明環境形成基準に適合しないと認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、照明環境の形成に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、第8条第1項の規定による協議をしない者又は虚偽の実施計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、都市景観審議会及び環境審議会の意見を聴くことができる。

第11条 市長は、照明環境形成地域内の屋外照明設備が当該照明環境形成地域における照明環境形成基準に適合せず、照明環境の形成を著しく阻害していると認めるときは、当該屋外照明設備の所有者又は権原に基づく占有者若しくは管理者（以下「所有者等」という。）に対し、当該照明環境形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(報告等)

第12条 第10条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第13条 市長は、第10条又は第11条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くこ

とができる。

第2節 夜間景観形成区域

(夜間景観形成区域の指定)

第14条 市長は、夜間景観の形成のために必要な区域を夜間景観形成区域として指定することができる。

2 第6条第2項及び第4項の規定は、夜間景観形成区域を指定する場合又はその区域の指定を解除し、若しくは変更する場合について準用する。

(夜間景観形成基準)

第15条 市長は、前条第1項の規定により夜間景観形成区域を指定したときは、夜間景観形成区域ごとにおける夜間景観の形成を図るための基準として、夜間景観形成基準を定めるものとする。

2 夜間景観形成基準には、夜間景観形成区域ごとに第7条第2項各号に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

3 第6条第2項及び第4項の規定は、夜間景観形成基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

(行為の届出)

第16条 夜間景観形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、当該行為について第8条第1項の規定による実施計画書の提出があった場合は、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転、除却、大規模な修繕又は模様替えに伴う屋外照明設備の設置等

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に伴う屋外照明設備の設置等

2 前項本文の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(国等に関する特例)

第17条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第18条 市長は、第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が夜間景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、夜間景観の形成に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、第16条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

3 第10条第3項の規定(都市景観審議会に係る部分に限る。)は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

第19条 市長は、夜間景観形成区域内の屋外照明設備が当該夜間景観形成区域における夜間景観形成基準に適合せず、夜間景観の形成を著しく阻害していると認めるときは、当該屋外照明設備の所有者等に対し、当該夜間景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第10条第3項の規定（都市景観審議会に係る部分に限る。）は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

（報告等）

第20条 第18条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

（公表）

第21条 市長は、第18条又は第19条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第3章 援助

第22条 市長は、夜間景観形成区域内における夜間景観の形成を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 市長は、市民等による夜間景観の形成のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第4章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第59号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市米丸公民館の項を次のように改める。

金沢市米丸公民館	金沢市間明町2丁目72番地
----------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第60号

金沢市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

金沢市交通安全対策会議条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項第6号を次のように改める。

(6) 消防長

第4条第2項中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第3条第5項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第61号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「能力」を「行為能力」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第62号

金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例等の一部を改正する条例

（金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第1条 金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業施行に関する条例（昭和44年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

（金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第2条 金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

（金沢市営住宅条例の一部改正）

第3条 金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改める。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第4条 金沢市特定公共賃貸住宅条例(平成14年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改める。

附 則

この条例は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成17年法律第34号)の施行の日から施行する。

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月22日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第63号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例

金沢市屋外広告物条例(平成7年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「屋外広告物に」を「屋外広告物及び屋外広告業に」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条の見出しを「(許可等の手数料)」に改める。

第31条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第31条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第31条の次に次の7条を加える。

(登録の申請)

第31条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準

ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第34条第1項の規定により選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第31条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第31条の3 市長は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第31条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第31条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第35条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第31条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第35条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第35条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第31条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第31条の5 屋外広告業者は、第31条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第31条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。